

休眠預金未来構想プラットフォーム 第2回全体会合 議事概要

日時	2017年5月15日(月) 10:00~12:00
場所	ベルサール飯田橋駅前 2階
参加者	<p>(敬称略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・早瀬 昇 (日本NPOセンター 代表理事) ・岸本幸子 (パブリックリソース財団 代表理事・専務理事) ・関口 宏聡 (シーズ=市民活動を支える制度をつくる会 代表理事) ・石原達也 (一般社団法人全国コミュニティ財団協会事務局長) ・今田克司 (CSO ネットワーク 代表理事) ・太田達男 (公益法人協会 理事長) ・柴崎順也 (公益法人協会広報・渉外・出版担当/コンテンツマネージャー) ・吉村弁護士 (大法律事務所 弁護士) ・藤沢烈 (新公益連盟 事務局長) ・向田映子 (女性・市民コミュニティバンク 理事長) ・山中礼二 (一般財団法人 KIBOW) ・横田能洋 (茨木NPOセンター・コモンズ 代表理事) ・脇坂誠也 (NPO 会計税務専門家ネットワーク代表理事) ・加藤俊也 (NPO 会計税務専門家ネットワーク) ・新田英理子 (日本NPOセンター SDGs 事業プロデューサー) ・駒崎弘樹 (フローレンス 代表理事) ・鶴尾雅隆 (日本ファンドレイジング協会 代表理事) ・鴨崎貴泰 (日本ファンドレイジング協会 事務局長) ・水谷衣里 (日本ファンドレイジング協会 社会的インパクトセンター副センター長) ・松田典子 (日本ファンドレイジング協会 社会的インパクトセンター) ・青柳光昌 (社会的投資推進財団 代表理事)
アジェンダ	<ul style="list-style-type: none"> ・各分科会の開催状況の共有 ・未来構想 PF 運営ルールについて ・審議会への提案ペーパー及び提言書について

1. 決定事項

- 資金用途について
 - ・ 研究助成や個人給付を前提とする組織への助成等について、現時点では明確に排除はしない。あくまでも「民間公益活動の促進・担い手の育成」という観点を重視しながら、今後の議論の推移を見守り、必要な提案を行っていく。
 - ・ 成果志向の資金用途を前提に、既存の助成枠組みにとらわれない柔軟な考え方をもち、引き続き提案を作成する。
- 評価に関する考え方について
 - ・ 社会的インパクト評価の定義や枠組みの認識の際に十分留意しつつ、引き続き評価分科会を中心に議論を進める。
 - ・ 社会的インパクト評価イニシアチブでの議論と平行して、内容を進展させる。
- 提案ペーパーおよび提言書について
 - ・ 大枠の考え方は事務局提案をベースとする。
 - ・ 事務局で本日得られた意見を基に修正点を反映し、専門委員が内容を確認、15日に提出を行う(修正点については、後述参照)。

- 未来構想 PF の運営ルールについて（追加事項）
 - ・ 運営方針に関するメモ Ver2 について合意。
- 次回日程について
 - ・ 本日中に日程調整フォームに各自が記載、共同事務局から速やかに連絡を行う。

2. 議事内容

(1) 各分科会の開催状況について

- 各分科会のリーダーから、分科会での議論が共有された。
（指定活用団体分科会：鶴尾リーダー、資金分科会：石原サブリーダー、評価分科会：今田リーダー）
- 以下について、意見交換を行った。

1) 資金使途について

- ・ 研究助成を休眠預金の使途として含める前提で議論を進めるのか。研究助成そのものは「民間公益活動の担い手の育成」という立法趣旨に合致しないのではないかと。一方で民間公益活動の発展と密接な関係がある研究活動も存在することから、線引きをどう行うのか、議論を深める必要があるのではないかと。
- ・ 資金使途について、現時点では入口を狭めるのではなく、現場から上がってきた事案について、一定程度指定活用団体が裁量を持ち、検討していく文化を作る必要があるのではないかと。
- ・ 個人に対する給付は NG という見解が示されているが、奨学金や貧困家庭への貸付といった取り組みを行う団体への助成等は対象とするのか。その場合は線引きをどのように行うのか。
- ・ 成果にコミットし、よりイノベティブな仕組みを支援するといった観点、既存の助成の枠組みを超えた取り組みを推進するイメージを持つべきではないかと。

【本日時点での合意事項】

- ・ 研究助成や個人給付を前提とする組織への助成等について、現時点では明確に排除はしない。あくまでも「民間公益活動の促進・担い手の育成」という観点を重視しながら、今後の議論の推移を見守り、必要な提案を行っていく。
- ・ 成果志向の資金使途を前提に、既存の助成枠組みにとらわれない柔軟な考え方をもち、引き続き提案を作成する。

2) 評価に関する考え方について

- ・ 社会的インパクト評価については、定義や考え方がまだまだ統一されていないのが現状である。理解の前提が立場・人・組織によって異なることを前提としながら、議論を進める必要があるのではないかと。
- ・ 社会的インパクト評価イニシアチブでの議論の深まりや、人材育成に向けた取り組みを意識しながら、注意深く進めていく必要があるのではないかと。

【本日時点での合意事項】

- ・ 社会的インパクト評価の定義や枠組みの認識の際に十分留意しつつ、引き続き

評価分科会を中心に議論を進める。
・社会的インパクト評価イニシアチブでの議論と平行して、内容を進展させる。

(2) 審議会への提案ペーパー及び提言書について

1) 提案ペーパーおよび提言書の位置づけについて

- 提案ペーパー及び提言書の構成と位置づけ（案）について、共同事務局から解説した。
- 意見交換を踏まえて、以下の形式とすることとした。

【本日時点での合意事項】

- ・ペーパーは当初想定通り 2 種類を準備。
- ・「休眠預金未来構想 PF からの提言」は、分科会での議論の積み重ねを挙動事務局が随時反映し、今後も記載を充実させる。
- ・審議会に対しては、その時々のアジェンダや必要性に応じ、別途提案ペーパーを作成。未来構想 PF 参加する審議会メンバーのうち、賛同する委員が連名で提出する。

2) 審議会向け提案資料「休眠預金活用にあたり重視すべき 5 つの前提」について

- 提案ペーパー（案）について、以下の意見が得られた。
 - ・ 政省令に限らず、休眠預金活用推進に関する全体像について述べているため、タイトルを変更してはどうか。
 - ・ 大項目 4. の記載ぶりについて、個人給付を想起させる内容になっているため、記載ぶりを変更してはどうか。
 - ・ 「休眠預金のみ頼るのではなく、休眠預金を梃として一定の民間資金を自ら開拓していく必要がある」という点について、現時点で記載を行う必要があるか。あるいは現時点では第 1 回審議会の議論の推移を見守り、今後必要に応じて提案をするべきか。
 - ・ 縦割りや単年度主義の弊害が休眠預金活用の際に生まれぬよう、留意点として記載すべきではないか。
 - ・ コンプライアンスやガバナンスに関する記述も行うべきではないか。
 - ・ 策定プロセスに関する要望を記載すべきか。審議会や専門委員会の内容は、既に議論がオープンになることが明示されているのか。
- 意見交換を踏まえて、以下の形式とすることとした。

【本日時点での合意事項】

◇ タイトルについて

- ・ タイトルについては、「休眠預金活用推進に向けた議論における前提」とする。

◇ 大項目 4. の記載ぶりについて

- ・ 大項目 4 は、「4. 既存の制度の受益者ではなく、今まで制度が救えなかった人々が抱える課題にフォーカスすること」に変更する。

◇ 民間からの資金還流の必要性について

- ・ 「民間資金を呼び込み、資金還流を起こす」という点については、当然ながら休眠預金を梃としてレバレッジを効かせ、ソーシャルセクターの資金循環の充実につなげていく必要があるが、第 1 回審議会では大枠の議論が主となると考えられるため、現時点でのペーパーに追記は行わない。

◇ 「縦割りや単年度主義の弊害」について

- ・ 縦割りや単年度主義の弊害については、大項目 1 に追記を行う。
- ◇ コンプライアンスやガバナンスに関する記述について
 - ・ 十分検討し、記載を行うべき事項であるが、大枠を議論する第 1 回ではなく、次回以降の提案に含める形とする。
- ◇ 策定プロセスに関する要望について
 - ・ 審議会・専門部会に関する議論は透明性を持って進められることが説明されているため、現時点では追加的な記載は行わない。

3) その他

- ・ 日本 NPO センター等、民間の NPO 支援センターにおいても、休眠預金に関する議論や意見交換が行われている点について、共有が行われた。
- ・ 今後も情報交換を行いながら、各主体がそれぞれの観点から提案を行っていくこと、必要であれば協調的な行動を行うことが確認された。

(3) 未来構想 PF の運営ルールについて

- 共同事務局から、運営ルールの追加事項について説明を行った。

【本日時点での決定事項】

- ・ 運営方針に関するメモ Ver2 については合意。
- ・ 「PF メンバーへの参加を希望する場合は、分科会のリーダー・サブリーダーの推薦を得るか、既存の PF メンバーの複数名（2 組織）からの推薦を得ること」が了承された。

(4) アドバイザリー候補への打診状況について

- 第 1 回全体会で挙げられた候補者に対する打診状況が共有された。
- 今後も必要に応じて候補者を挙げることで、その場合は共同事務局へ連絡を行うことが確認された。

3. 次回日程

- 第 3 回全体会合について、本日中に日程調整フォームに各自が記載、共同事務局から速やかに連絡を行うことが確認された。